

介護老人福祉施設契約書

社会福祉法人 青梅福祉協会
特別養護老人ホーム 第二青梅園

介護老人福祉施設契約書

_____（以下、利用者といいます。）と特別養護老人ホーム第二青梅園（以下、事業者といいます。）は、事業者が利用者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。

第一条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護老人福祉施設サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第二条（契約期間）

利用者は、契約の終了事由がない限り、施設サービスを利用できます。

- 2 契約満了日の15日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護3～要介護5）と認定された場合、契約は更新されるものとします。

第三条（施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- ① 利用者への適切な施設サービス計画は、利用者のご意見を踏まえて作成いたします。
- ② 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- ③ 施設サービス計画の作成及び変更に際してはその内容を利用者に説明いたします。

第四条（介護老人福祉施設サービスの内容）

事業者は、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。

また、入所したその日から利用者の希望、状態に応じて適切なサービスを提供します。

- 2 利用者が利用できるサービスの種類は〔重要事項説明書〕のとおりです。事業者は、その内容を、利用者及びその家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の入所者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

第五条（利用料金）

利用者は、第四条に定めるサービスについて〔契約書別紙〕に定める自己負担分を事業者に支払います。

- 2 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細書を付して、翌月10日までに通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月20日までに（ ）の方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。

第六条（利用料金の変更）

事業者は、利用者に対して、介護保険給付体系の変更又はサービス体系に変更があった場合、サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 利用者が、料金の変更を承認する場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承認しない場合には、この契約を解約することができます。

第七条（契約の終了）

利用者は、事業者に対して事前に申し出ることにより、この契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにも係らず14日間以内に支払われない場合
 - ② 利用者が病院又は診療所に入院し、医師の診断により施設への復帰が不可能となった場合（最長3か月を限度とする）
 - ③ 利用者が、事業者やサービス従事者または他の入所者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背任行為を行った場合
 - ④ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合
- 3 利用者が、要介護認定の更新で非該当または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

また、平成27年4月1日以降に入所した方で、要介護認定の更新で要介護度1又は要介護度2に認定された場合、契約は終了します。但し、特例入所基準に該当し、かつ居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある場合に限り、引き続き入所が可能です。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者が死亡された場合

第八条（損害賠償の責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償します。但し、利用者の損害の発生に関して、利用者の故意または重大な過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況から相当と認められたときに限り、過失割合に応じて損害賠償を減じることができるものとします。

第九条（身元引受人）

利用者は、身元引受人を1名定めるものとします。

2 前項の身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する責務について利用者と連携して履行の責めを負うとともに、次の各号に定める事項について事業者に対し利用者に代わって履行の責めを負うものとします。

- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院申込みの措置ならびに入院時の費用の支払い負担
- ② 利用者が契約解除の通告を受けた場合、利用者の身柄の引き取り、または、転居先の確保の措置
- ③ 利用者が死亡した場合、遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な措置
- ④ 前各号の他、利用者の身上に関する必要な措置

3 利用者およびその家族は、利用者の身元引受人が死亡もしくは変更するときは、その旨を直ちに文書により事業者へ通知し、新たに身元引受人を立てるものとします。

第十条（原状回復の義務）

利用者は、施設・設備および居室において、利用者の責めに基づき滅失・汚損・破損もしくは居室の原状を変更し、また事業者が無断で居室に工作を加えたときは、事業者の要請に応じ直ちに利用者の費用により原状に復するかまたは事業者が定める相当の代価を支払うものとします。

第十一条（本契約に定めのない事項）

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第十二条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および身元引受人または代理人、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〔事業所名〕 社会福祉法人青梅福祉協会 特別養護老人ホーム 第二青梅園
(事業所番号・1372800712号)

〔住所〕 東京都青梅市黒沢三丁目1966番地1

〔代表者〕 施設長 堀江 和生 印

利用者

〔住所〕 _____

〔氏名〕 _____ 印

身元引受人（代理人）

〔住所〕 _____

〔氏名〕 _____ 印